遊漁規則の変更内容

【漁業権番号】内共第１１号
【関係漁業協同組合】揖斐川上流漁業協同組合
【施行予定年月日】認可の日

変　更　案	現　行	変更理由	施行予定年月日
第１条から第７条　略 （遊漁料の額及び納付方法） 第８条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学生徒又は**心身障がい者（障がい者手帳の所持者）**のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 第９条から第１２条　略	第１条から第７条　略 （遊漁料の額及び納付方法） 第８条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学生徒又は**肢体不自由者**のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 第９条から第１２条　略	減免対象の拡大のため	認可の日から